

1. 事実

1998. 10. 07 米国企業および協会などが輸入ラム肉に対してSG申請
1998. 10. 23 ITC調査開始；通商法202. a. 1、b. 1条
対象：ラム肉（生、チルド、冷凍）。ただし、生きている羊とmutton対象外
1999. 02. 09 ラム肉の輸入増加は国内産業に重大な損害のおそれの原因になると判定
(全会一致; Bragg議長、Miller副議長、Crawford, Askey, Hillman, Koplan)
1999. 04. 05 大統領に調査結果報告
1999. 07. 07 SG発動を告示(Proclamation 7208) ; 1999. 07. 22–2002. 07. 22 (3年+1日)
ただし、カナダ、メキシコ、イスラエル、カリブ諸国、途上国以外の国からのラム肉に対して関税率割当適用*
- 1次年度：割当 (31, 851, 151kg) 以内-9%、以上-40%
- 2次年度：割当 (32, 708, 493kg) 以内-6%、以上-32%
- 3次年度：割当 (33, 565, 825kg) 以内-3%、以上-24%
- ◆ Au : 1次年度17, 139, 582kg, 2次年度17, 600, 931kg, 3次年度18, 062, 279kg
- ◆ NZ : 1次年度14, 481, 603kg, 2次年度14, 871, 407kg, 3次年度15, 261, 210kg
- ◆ その他 : 1次年度229, 966kg, 2次年度236, 155kg, 3次年度242, 346kg
1999. 07. 09 WTOにSG措置の通報
1999. 07. 16 NZ協議要請
1999. 07. 23 Au協議要請
1999. 11. 19 パネル設置 (DS177, 178)
2000. 12. 21 パネル報告
2001. 05. 01 AB報告
2001. 05. 16 DSB報告採択
2001. 11. 15 措置撤廃

米国へのラム肉輸出量 (トン)

	1 9 9 8	1 9 9 9	2 0 0 0
豪州	1 4 , 7 6 9	1 6 , 7 4 5	1 9 , 2 5 0
NZ	1 7 , 7 7 2	1 7 , 1 8 9	1 7 , 1 9 5

資料 : MLA、MNZ

* カナダとメキシコ : NFTA第311.a条、イスラエル、カリブ諸国 : Caribbean Basic Economic Recovery Act Andean もしくは Trade Preference Act

ラム飼養頭数および輸出量（99／2000 年度）

	豪州	N Z
飼養頭数（百万頭）	30.1	35.8
輸出量（船積み／トン）	99,415	292,081
うち米国向輸出量	19,250	17,195

資料：MLA、MNZ 99/00 年ベース

2. 爭点

2.1 unforeseen developments

- 申立国：輸入の増加はWool Actのもとで補助金の撤廃による国内生産の減少によるもの→予見されることができたはず
- 米国：（ラム肉の）構成の変化、cut sizeの増加→予見できない
- パネル：米国は、「予見されなかった発展」を証明していない→ガット19.1(a)条違反
- AB：パネルの決定を支持

Q> 「予見されなかった発展」の立証に対する米国基準、その妥当性

2.2 domestic industry

- 申立国：ラム肉国内産業の範囲→packersとbreakersに制限すべき
- 米国：①原資材が加工製品として変化する一連の生産工程ラインが存在、②各産業の間に共通の実質的な経済的利益が存在→growers, feeders, packers & breakersは国内産業の範囲内
- パネル：米国の「国内産業」の定義の範囲は広すぎ→SG協定4.1(c)条違反
- AB：パネルの決定を支持

Q> 「加盟国の領域内で活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者」の文言解釈vs. 目的論的解釈

2.3 threat of serious injury

- ITC：USDAの資料及びITCによる質問書に対する答弁書を用いて審査→96年までにはWoo

1 Actによる補助金減少を相殺できるほど一人当たりのラム肉の消費量も価格も安定。輸入の増加によって重大な損害のおそれありと判定

- 申立国：米国は差し迫った重大な損害のおそれについて十分な証明を行っておらず、かつ米国が用いたデータは代表性を欠けている。
- パネル：ラム肉の輸入は増加傾向にあり、重大な損害のおそれがある。そして損害のおそれに関する分析は、SG協定4.1(b)条に違反していない。
- AB：米国は重大な損害の恐れの認定に関し十分な説明を行っておらず、SG協定2.1条及び4.2(a)条に違反。

2.4 causation

- パネル：米国は、輸入の増加自体が重大な損害のおそれの必要かつ十分な原因で、その他の要因によるものではないことを証明していない→SG協定4.2(b)条に違反
- AB：米国は、重大な損害の主な要因として輸入の増加とそれ以外の要因を区別していない→SG協定2.1条及び4.2(b)条に違反

3. コメント

一. 国内産業の範囲をめぐる議論：米国の基準でいけないのか？

(①継続した生産ライン、②経済利益の実質的一致)

一. GATT/WTOが加盟国にSG措置を許容している理由

- • より自由な貿易を実現するための条件として加盟国の産業を保護
- WTOが目指す国際通商 → 比較優位？ 均衡的発展？
(途上国問題、貿易救済制度、環境問題への取組みなど)

→ WTO紛争処理の司法化傾向は？

一. (全体として、) WTO紛争における本ケースの位置づけ？